

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために平成11年の国連総会で採択され、令和2年1月現在、締約国189か国中113か国が批准している。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかである。平成28年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、平成29年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告している。

令和2年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討を進める」としている。

よって、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・外務大臣
・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）